

平成29年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(国土交通関係)

平成28年7月29日

全国知事会

# 【国土交通関係】

## 1 防災・減災対策の推進等について

- (1) 豪雨や地震等による災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、国民の生命・財産を守るためには、自然災害の未然防止や被害の軽減対策が重要な課題である。このため、未曾有の被害をもたらした東日本大震災や平成28年熊本地震をはじめとする近年のいつどこで起きてもおかしくない自然災害に対応できるよう、事前防災・減災を掲げる国土強靱化基本計画等に基づき、道路・河川・砂防・海岸等の防災・減災対策や住宅・建築物・鉄道施設等の耐震化対策、加えて発災後の迅速な復旧復興を支援する公園等防災拠点の整備を重点的、計画的に推進し、さらに、施設等の災害復旧については、単なる原形復旧にとどまらず、将来の利便性や安全性の向上のための必要な措置を講じるなど、強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。
- (2) 防災・減災対策をはじめとしたあらゆる施策を支える基盤となる社会資本整備予算の総額を確保すること。特に、地方が国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業の恒久化や起債制度の拡充を図るとともに、平成27年度で終了した全国防災対策費を踏まえ緊急性の高い対策へ集中投資し強靱化を加速する新たな予算枠を創設すること。
- (3) 港湾機能の強化や高速道路網等のミッシングリンクの解消による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の確立等、広域及び地域におけるネットワークの代替性・多重性の確保・確立に必要な対策を積極的に実施し、広域的な経済活性化と災害に強い安全・安心な国土づくりを進めること。

## 2 社会インフラの老朽化対策の推進・充実について

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、さらに今後急激に増加すると見込まれている維持管理・更新に必要な予算を確保するとともに、点検や修繕に係る起債制度の拡充、交付要件の緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充を図ること。

また、維持管理・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

### 3 地方創生を支える社会資本整備について

地方創生に向け、地方は自ら地域の实情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を持って地方版総合戦略等を策定し、その実現に取り組んでいるところであり、加えて国の取組が車の両輪となって、地方創生から日本創成への道筋を確固たるものとする事が重要である。

また、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾・公園等をはじめとした社会資本整備は、国民の生命・財産を守り、地域経済を活発化させ、地方に活力と魅力をもたらすが、未だに高速道路のミッシングリンクなど社会インフラには地域間格差が存在し、その解消には息の長い、腰を据えた対策が必要である。

このため、地方創生の基盤ともなる多軸型国土の形成並びに人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進すること。

加えて、今後ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツ大会を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるため、地方創生の取組の視点を持って社会資本整備を推進すること。

### 4 高速道路の整備促進等について

- (1) 全国14,000kmの高規格幹線道路網の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンク、都市圏の環状道路の整備の遅れ、暫定2車線区間など車線数の不足による渋滞や事故の発生等の課題があり、我が国の成長力・国際競争力を強化し、また災害に強い国土づくりを行うためにも、高速道路が国全体のネットワークとして機能するよう、国の責任において早期整備を図ること。
- (2) 高速道路の利用を促進し、利便性の向上や地域活性化、民間投資の誘発等を図るため、スマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路等の整備支援を図ること。
- (3) 大都市圏の高速道路の料金体系については、環状道路の整備に併せ道路ネットワークの最適化を図るため、首都圏での平成28年度の実施に引き続き、阪神圏では平成29年度に管理者を超えたシームレスな料金体系等が実現できるよう、「高速道路を中心とした『道路を賢く使う取組』の基本方針」に基づき、着実に検討を進めること。
- (4) 高規格幹線道路を補完し、幹線道路ネットワークを形成する地域高規格道路についても、整備推進を図ること。なかでも、隣接する県庁所在地間が高規格幹線道路で連結されていない地域や高規格幹線道路が欠落している地域については、東日本大震災や平成28年熊本地震の教訓を踏まえ大規模災害の備えとしての観点から、ま

た、大都市地域の環状道路等については、国際競争力を強化する観点から、高規格幹線道路と同様に、スピード感を持って整備を図ること。

## 5 港湾整備の推進等について

(1) 我が国の成長力・国際競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾をはじめとする国際貿易のゲートウェイとなる港湾、地域の産業を支える港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤、臨港道路等の整備を推進すること。

また、離島における安定した住民生活を確保するため、離島航路の安定的な運航を支える防波堤や岸壁等の整備を推進すること。

(2) 外国人旅行客数が大きく増加する中、地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入のため、大型化に対応する岸壁など旅客船ターミナルの整備、クルーズ旅客の円滑な周遊を可能とする環境整備等の取組を推進すること。

(3) 大規模地震や津波等の災害時において、港湾が緊急物資輸送等の被災地支援の拠点として機能するとともに物流機能も確保できる耐震強化岸壁や津波防護効果を有する防波堤、広域的な経済・産業を支える石油化学コンビナート等が立地する地区の海岸保全施設の整備や護岸等の耐震改修などの取組を推進すること。加えて、民有護岸等の改良に対する支援制度の拡充を図ること。

## 6 鉄道整備の推進について

(1) 活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、国と地方の負担のあり方など財源構成の枠組みの見直しをはじめ、地方の受益の程度を勘案した負担改善策を継続して実施し、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日 政府・与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。）に基づき、早期完成・開業を図ること。

また、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえ、政府・与党申合せに基づき、財源確保の方策も含め、幅広い観点から新たな仕組みを早急に検討し、所要の対策を講じること。

(2) 災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新幹線やフル規格による北陸新幹線の全線整備、青函共用走行問題の抜本的解決及びフリーゲージトレイン（軌間可変電車）の実用化について、早期実現を図ること。

加えて、政府・与党申合せに基づき、整備新幹線の整備が進捗していることも踏まえ、基本計画路線についても、早期に整備計画路線へ格上げをするなど新幹線の

整備促進を図ること。

- (3) 国土の均衡ある発展の観点から、都市間を結ぶ幹線鉄道の高速化、相互連携及び安定輸送確保を図ること。

また、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。

## 7 地域における交通の確保等について

- (1) 地域におけるバス路線、鉄道路線、離島航路・空路をはじめとする地域公共交通は、地域住民の生活及び経済活動に不可欠であることから、その維持・確保、拡充等を図るため、必要な予算の確保や財政支援の拡充など適切な支援を講じること。また、それらの地域公共交通を運行する事業者は、経営基盤は脆弱であることが多いため、安全輸送に必要な点検や投資に対する支援を適切に講ずること。

- (2) 交通行政について国と地方の役割分担を明確にした上で、地域が主体となって地域の交通ネットワークを構築・維持するために必要な権限・財源の移譲を引き続き進めること。

- (3) 公共交通機関の利便性向上を図るため、交通系ＩＣカードの導入やエリアをまたぐ広域利用のためのシステム改修、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環境の向上など、事業者が行う投資に対する支援策を充実すること。

- (4) 内航フェリーは、広域的な物流や観光交流を支え、モーダルシフトの受け皿、また、災害時の陸路に替わる輸送手段等としても期待されるなど重要な役割を果たしているが、高速道路料金の見直しなどを起因として、引き続き厳しい環境にあることから、航路の維持・確保に向けて支援策を講じること。

- (5) 高速乗合バス・貸切バスの安全対策について、運送事業者に対する指導に加え、バスの運転者の確保・育成と疾病対策、車両の安全対策、日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の活用など実効性のある高速乗合バス・貸切バスの安全確保対策を徹底すること。

## 8 航空路線の維持・充実等について

航空路線が全国各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには我が国経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災後の復興や地方への誘客支援を図る観点からも、航空ネットワークの維持・充実及び空港機能の強化について適切な対応を図ること。

また、小規模需要に適したコンピューター航空を活用すること。

## 9 観光振興対策の推進について

- (1) 観光先進国確立に向け、空港・港湾における訪日観光客の入国手続きについては、短時間のスムーズな入国審査をはじめとした手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を促進すること。
- (2) 平成27年に訪日外客数が過去最高を記録したが、東日本大震災前の訪日観光客数にまだまだ至らない地域や、平成28年熊本地震により激減した地域の本格的な回復と、今後の更なる増加や地方への誘客を図るため、風評被害対策及び安全・安心に係る正確かつ迅速な情報の発信や、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡充、訪日個人旅行の促進、国際会議等MICEの誘致、送客元の多様化など、積極的な対策を実施すること。
- (3) 国内外から観光客を呼び込み、観光の力で「地方創生」に魂を吹き込むため、特に、急速に増加するアジアなどの外国人観光客の需要を確実に取り込む観点から、国際的に質の高い観光地の形成が必要である。

このため、戦略策定、マーケティング、商品造成、プロモーション等を一体的に実施する「日本版DMO」の形成・確立に対する支援、外国語併記の観光案内標識の設置促進、無料公衆無線LANの整備促進や規格の統一、災害時の情報伝達など緊急時の対応、人材確保・育成などの環境整備に取り組むこと。
- (4) 観光業は地域経済を支える重要な産業で、その中核施設である旅館・ホテルは災害時避難所としての機能も期待されていることから、耐震改修促進法の改正に伴う建築物の耐震設計・改修に係る費用について、特別交付税措置の更なる拡充など地方への財政支援を行うとともに、耐震改修工法の情報提供等総合的な支援策を講じること。
- (5) 交流人口を拡大し、地方の活力を高めるためには、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げが不可欠であるため、その整備・拡充とともに観光周遊ルートの創設等を支援する取組を推進すること。
- (6) ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的なスポーツ大会の開催を、外国人観光客の全国各地への誘導による地域経済活性化に寄与する好機と捉え、大会開催中及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設するなど、「訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策」について積極的に講じること。

## 10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について

- (1) 過疎地域、山村、離島、半島等特定地域の地理的、自然的特性を生かした自立的発展を図るため、地域の主体的な集落対策の推進、産業振興及び雇用の確保による地方への移住・定住の促進、美しい自然環境や文化の維持など、各省庁が連携して、地域の振興施策を推進すること。
- (2) 平成29年4月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が施行されるが、有人国境離島については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、離島航路・航空路の運賃等の引き下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路及び空港の整備のために必要な措置など、地域社会の維持を図るための特別の支援措置を講じること。
- (3) 集中豪雨などによる浸食を受けやすいシラスや赤ホヤ、花崗岩風化土等の特殊土壌が分布し特殊土壌地帯指定されている国土の約15%を占める地域において、治山・治水や急傾斜地崩壊対策等の防災対策や、農業生産力向上に資する農用地整備等、幅広い振興施策を実施するため、平成28年度末で期限切れとなる特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の延長を図ること。

## 11 直轄事業負担金制度改革の確実な推進について

直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲と併せ、制度の廃止など抜本的な改革を速やかにかつ確実に進めること。

その際には、社会資本整備の着実な実施にも配慮すること。